北海道精神保健福祉審議会設置根拠法令（抜粋）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律[昭和25年５月１日法律第１２３号]

（地方精神保健福祉審議会）

第９条　精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方精神保健福祉審議会」という。）を置くことができる。

２　地方精神保健福祉審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。

３　前２項に定めるもののほか、地方精神保健福祉審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

北海道精神保健福祉審議会条例[昭和40年10月26日条例第36号]

H18.4.1改正

（設置）

第１条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第９条第１項に規定する審議会その他の合議制の機関として、北海道精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第２条　審議会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

（１）学識経験を有する者

（２）精神障害者の医療に関する事業に従事する者

（３）精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

３　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第３条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員が互選する。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第５条　審議会に必要に応じ、部会を置くことができる。

（規則への委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

北海道精神保健福祉審議会条例施行規則[昭和63年６月30日規則第84号]

（趣旨）

第１条　この規則は、北海道精神保健福祉審議会条例（昭和40年北海道条例第36号）第５条の規定に基づき、北海道精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第２条　部会は、審議会から付託された事項について審議するものとする。

２　部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

３　審議会は、部会の決議をもって審議会の議決とすることができる。

（部会長）

第３条　部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

２　部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

３　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

４　部会の会議は、部会長が招集する。

（会長への委任）

第４条　この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。